



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年10月17日火曜日 第1804号外 1

◇ 目 次 ◇
条 例

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例..... 1
 愛媛県資源循環促進税条例..... 1
 愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の

利用に関する条例..... 5
 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例..... 7
 愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例..... 9

条 例

○愛媛県条例第51号

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように公布する。
 平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

愛媛県税賦課徴収条例（昭和25年愛媛県条例第21号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（個人の県民税の賦課徴収等に関する報告及び徴収取扱費の交付）</p> <p>第17条の9 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市町長は、4月及び8月中に、4月にあつては前年の8月1日から当該年の3月31日までの間、8月にあつては当該年の4月1日から7月31日までの間における事実に基づいて知事の定めるところにより、<u>法第47条第1項</u>の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならない。</p> <p>4 知事は、前項の規定による報告に基づき、5月、9月及び1月中に、知事の定めるところにより、同項の徴収取扱費を交付するものとする。</p>	<p>（個人の県民税の賦課徴収等に関する報告_____）</p> <p>第17条の9 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 市町長は、4月、8月及び12月の各月15日までに前4月間_____における事実に基づいて知事の定めるところにより、<u>法第47条</u>の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を知事に報告しなければならない。</p>

附 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の愛媛県税賦課徴収条例第17条の9第3項及び第4項の規定は、平成19年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成18年度以前の年度分の個人の県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

○愛媛県条例第52号

愛媛県資源循環促進税条例を次のように公布する。
 平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県資源循環促進税条例

（課税の根拠）

第1条 県は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第4条第6項の規定に基づき、循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てるため、資源循環促進税を課する。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物をいう。
- 循環的な利用 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第5項に規定する再使用、同条第6項に規定する再生利用及び同条第7項に規定する熱回収をいう。
- 最終処分業者 廃棄物処理法第14条第6項又は第14条の4第6項の許可（廃棄物処理法第14条の2第1項又は第14条の5第

1項の変更の許可を含む。)を受けて県内において産業廃棄物の埋立処分を業として行う者及び廃棄物処理法第11条第2項の規定により産業廃棄物の埋立処分をその事務として行う市町(市町の組合を含む。次号において同じ。)をいう。

- (4) 最終処分場 廃棄物処理法第15条第1項の許可を受けて設置された産業廃棄物の最終処分場(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成9年政令第269号)の施行の日前に設置された産業廃棄物の最終処分場であって、同日前においてその設置に係る同項の許可を要しなかったものを含む。)及び前号の市町が設置する一般廃棄物(廃棄物処理法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。)の最終処分場(一般廃棄物と合わせて処理することができる産業廃棄物その他市町が処理することが必要であると認める産業廃棄物の埋立処分の用に供するものに限る。)であって、県内に所在するものをいう。

(賦課徴収)

第3条 資源循環促進税の賦課徴収については、法令又はこの条例に別段の定めがあるものを除くほか、愛媛県県税賦課徴収条例(昭和25年愛媛県条例第21号。以下「県税条例」という。)の定めるところによる。

(納税義務者等)

- 第4条** 資源循環促進税は、埋立処分のための最終処分場への産業廃棄物の搬入に対し、当該搬入に係る産業廃棄物を排出した事業者(当該搬入に係る産業廃棄物が廃棄物処理法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物(以下「中間処理産業廃棄物」という。)である場合にあっては、産業廃棄物を処分して当該搬入に係る中間処理産業廃棄物とした同項に規定する中間処理業者)に課する。
- 2 前項の規定にかかわらず、産業廃棄物の埋立処分を委託された最終処分業者が当該埋立処分を他の最終処分業者に委託した場合における資源循環促進税は、当該他の最終処分業者が設置する最終処分場への当該産業廃棄物の搬入に対し、当該委託をした最終処分業者に課する。

(課税標準)

第5条 資源循環促進税の課税標準は、最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量とする。

- 2 前項に規定する産業廃棄物の重量を計測することが困難なときは、規則で定めるところにより換算して得た重量を当該産業廃棄物の重量とする。

(税率)

第6条 資源循環促進税の税率は、1トンにつき1,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事業者(最終処分業者を除く。)がその排出した産業廃棄物(他人から委託を受けて行った産業廃棄物の処分により発生した中間処理産業廃棄物を除く。)を自ら設置する最終処分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、1トンにつき500円とする。

(税額の端数計算)

第7条 資源循環促進税は、地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第6条の17第2項第9号の条例で指定する法定外目的税とする。

(徴収の方法)

第8条 資源循環促進税の徴収については、特別徴収の方法による。ただし、事業者がその排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処

分場において埋立処分するための当該最終処分場への搬入に対して課する資源循環促進税の徴収については、申告納付の方法による。

(特別徴収義務者)

第9条 資源循環促進税の特別徴収義務者は、最終処分業者とする。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、前項に規定する者のほか、資源循環促進税の徴収の便宜を有する者を特別徴収義務者として指定することができる。

- 3 第1項の特別徴収義務者はその設置に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税を、前項の特別徴収義務者は同項の指定に係る最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税を徴収しなければならない。

(特別徴収義務者としての登録等)

第10条 前条第1項の特別徴収義務者は最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日の5日前までに、同条第2項の特別徴収義務者は同項の指定を受けた日から5日以内に、最終処分場ごとに、特別徴収義務者としての登録を知事に申請しなければならない。

- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した規則で定める登録申請書に規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 特別徴収義務者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地
- (3) 最終処分場の設備の概要
- (4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日又は特別徴収義務者としての指定を受けた日
- (5) その他知事が必要と認める事項

- 3 知事は、第1項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者を特別徴収義務者として登録し、その旨を当該特別徴収義務者に通知し、その者が資源循環促進税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する規則で定める証票を交付する。

- 4 前項の証票の交付を受けた者は、これを最終処分場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

- 5 第3項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

- 6 第3項の規定により登録を受けた者は、当該登録を受けた事項に変更があった場合は、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める変更の登録申請書を知事に提出しなければならない。

- 7 第3項の規定により登録を受けた者は、当該登録に係る最終処分場における資源循環促進税の特別徴収の義務が消滅した場合は、その消滅した日から10日以内に、その証票を添付してその旨を知事に届け出なければならない。

(申告納入の手続等)

第11条 特別徴収義務者は、次の各号に掲げる期間において徴収すべき資源循環促進税について、それぞれ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した納入申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納入しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、廃止し、又は休止した場合においては、その終了し、廃止し、又は休止した日から1月以内に、終了し、廃止し、又は休止した日までにおいて徴収すべき資源循環促進税について、これを申告納入しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納入に係る期間又は期限を指定することができる。

3 特別徴収義務者は、第1項各号に掲げる期間について納入すべき資源循環促進税がない場合においても、同項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

(徴収猶予)

第12条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び資源循環促進税の全部又は一部を前条第1項の納期限までに受け取ることができなかつたことにより、その納入すべき資源循環促進税に係る徴収金の全部又は一部を納入することができないと認めるときは、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、2月以内の期間を限ってその徴収を猶予することができる。この場合において、知事は、規則で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で法第16条第1項各号に掲げるものを、規則で定めるところにより、徴しなければならない。

2 前項の徴収猶予の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 法第15条第4項、第15条の2及び第15条の3並びに第16条の2第1項から第3項までの規定は第1項前段の規定による徴収猶予について、法第11条、第16条第2項及び第3項、第16条の2第4項並びに第16条の5第1項及び第2項の規定は第1項後段の規定による担保について準用する。

4 知事は、第1項の規定により徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

(徴収不能額等の還付又は納入義務の免除)

第13条 知事は、特別徴収義務者が産業廃棄物の埋立処分に係る料金及び資源循環促進税の全部又は一部を受け取ることができなくなったことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した資源循環促進税額を失ったことについて天災その他避けることができない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請により、その資源循環促進税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条第1項の規定により徴収猶予をしているときその他その資源循環促進税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 前項の還付又は納入義務の免除の申請をしようとする者は、規則で定める申請書に還付又は納入義務の免除を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の規定により資源循環促進税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

4 知事は、第1項の還付又は納入義務の免除の申請を受理した場合には、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請があった日から60日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

(最終処分場への産業廃棄物の搬入開始の届出)

第14条 事業者は、その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに、次に掲げる事項を記載した規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

- (1) 事業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 最終処分場の名称及び所在地
- (3) 最終処分場の設備の概要
- (4) 最終処分場への産業廃棄物の搬入を開始しようとする日及び特別徴収義務者としての指定を受けた日
- (5) その他知事が必要と認める事項

2 前項の規定により届出をした者は、当該届出をした事項に変更があった場合においては、その変更を生じた日から10日以内に、規則で定める届出書を知事に提出しなければならない。

(申告納付の手續等)

第15条 第8条ただし書の規定により申告納付すべき納税者(以下「申告納税者」という。)は、次の各号に掲げる期間における資源循環促進税について、それぞれ当該各号に定める期限までに、規則で定めるところにより、課税標準たる重量及び税額その他必要な事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を納付しなければならない。ただし、最終処分場における産業廃棄物の埋立処分を終了し、廃止し、又は休止した場合には、その終了し、廃止し、又は休止した日から1月以内に、終了し、廃止し、又は休止した日までにおいて納付すべき資源循環促進税について、これを申告納付しなければならない。

- (1) 1月1日から3月31日まで 4月末日
- (2) 4月1日から6月30日まで 7月末日
- (3) 7月1日から9月30日まで 10月末日
- (4) 10月1日から12月31日まで 翌年1月末日

2 知事は、必要があると認める場合には、前項の規定にかかわらず、別に納付に係る期間又は期限を指定することができる。

3 第1項の規定により申告書を提出した者は、当該申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準たる重量又は税額を修正しなければならない場合においては、規則で定めるところにより、遅滞なく、修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(減免)

第16条 知事は、申告納税者が天災その他特別の事情がある場合において、特に必要があると認められるときは、資源循環促進税を減免することができる。

2 前項の規定により減免を受けようとする者は、前条第1項各号に定める納期限までに、又は当該減免の理由となるべき事実が発生した日から1月以内に、規則で定める申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して知事に提出しなければならない。

(更正及び決定に関する通知)

第17条 法第733条の16第4項の規定による資源循環促進税の更正又は決定の通知、法第733条の18第6項の規定による資源循環促進税の過少申告加算金額又は不申告加算金額の決定の通知及び法第733条の19第4項の規定による資源循環促進税の重加算金額の決定の通知は、規則で定める通知書により行うものとする。

(不足税額等の納入又は納付手續)

第18条 資源循環促進税の特別徴収義務者及び申告納税者(以下「特

別徴収義務者等」という。)は、前条の通知書により通知を受けた場合には、当該通知書に係る不足税額(更正により増加した税額又は決定による税額をいう。)及び過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額を当該通知書に記載された納期限までに納入書により納入し、又は納付書により納付しなければならない。(納税管理人の申告等)

第19条 県税条例第66条の規定は、特別徴収義務者等について準用する。

(帳簿記載の義務)

第20条 特別徴収義務者等は、帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の搬入年月日
- (2) 産業廃棄物の重量
- (3) 資源循環促進税の税額
- (4) その他知事が必要と認める事項

(帳簿保存の義務)

第21条 特別徴収義務者等は、前条に規定する帳簿を当該年度経過後5年間保存しなければならない。

(帳簿の電磁的記録による保存等)

第22条 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の備付け及び保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 特別徴収義務者等は、前2条の規定により備付け及び保存をしなければならない帳簿の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合であって、知事の承認を受けたときは、知事が定めるところにより、当該承認を受けた帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存をもって当該承認を受けた帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

(電磁的記録による保存等の承認)

第23条 前条第1項又は第2項の承認については、法第750条(第6項を除く。)、第751条及び第753条(これらの規定を法第754条において準用する場合を含む。)の規定の例による。

(電磁的記録等に対する県税に関する条例の規定の適用)

第24条 第22条第1項又は第2項の承認を受けている帳簿に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する県税に関する条例の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該帳簿とみなす。

(納税地等)

第25条 資源循環促進税の賦課徴収に関する県税条例の適用につ

ては、県税条例第3条第2号中「狩猟税」とあるのは「⁽¹²⁾ 狩猟税 資源循環

と、県税条例第4条第1項中「⁽¹²⁾ 狩猟税 狩猟者の登録促進税」

録の申請地」とあるのは「⁽¹²⁾ 狩猟税 狩猟者の登録の申請地
⁽¹³⁾ 資源循環促進税 最終処分場の所

と、県税条例第8条第1項中「この条例」とあるのは「この条例若しくは愛媛県資源循環促進税条例(平成18年愛媛県条例第52号)」とする。

(使途)

第26条 知事は、県に納入され、又は納付された資源循環促進税額に相当する額から資源循環促進税の賦課徴収に要する費用に相当する額を控除して得た額を、産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用に充てなければならない。

(規則への委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、資源循環促進税の賦課徴収に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、法第731条第2項の規定による総務大臣の同意を得た日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる最終処分場への産業廃棄物の搬入に係る資源循環促進税について適用する。

(経過措置)

3 施行日から平成21年3月31日までの間における最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、第6条第1項の規定にかかわらず、1トンにつき333円とする。

4 施行日から平成21年3月31日までの間における第6条第2項に規定する搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、1トンにつき166円とする。

5 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、第6条第1項の規定にかかわらず、1トンにつき666円とする。

6 平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間における第6条第2項に規定する搬入に対して課する資源循環促進税の税率は、同項及び前項の規定にかかわらず、1トンにつき333円とする。

7 施行日において現に最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入を受け入れている最終処分業者に係る第10条第1項の規定の適用については、同項中「最終処分場において埋立処分のための産業廃棄物の搬入の受入れを開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内に」とする。

8 施行日において現にその排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分している者に係る第14条第1項の規定の適用については、同項中「その排出した産業廃棄物を自ら設置する最終処分場において埋立処分しようとするときは、当該最終処分場への搬入を開始しようとする日の5日前までに」とあるのは、「この条例の施行の日から5日以内に」とする。

(施行前の準備)

9 第10条第1項の規定による登録(同条第6項の規定による変更の登録を含む。)を受けようとする者は、この条例の施行前にお

いても、その申請を行うことができる。第14条の規定による届出についても、同様とする。

(検 討)

10 知事は、この条例の施行後3年及び5年に資源循環促進税の導入による産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的

な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保の促進の状況その他この条例の施行状況を調査するとともに、その結果に基づき、この条例の施行後5年を目途として、社会経済情勢の推移等を勘案し、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

○愛媛県条例第53号

愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例を次のように公布する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例

(目 的)

第1条 この条例は、条例等の規定により民間事業者等が行う書面の保存等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）により行うことができるようにするための共通する事項を定めることにより、電磁的方法による情報処理の促進を図るとともに、書面の保存等に係る負担の軽減等を通じて県民の利便性の向上を図り、もって県民生活の向上及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定 義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 民間事業者等 条例等の規定により書面又は電磁的記録の保存等をしなければならないものとされている民間事業者その他の者をいう。ただし、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年愛媛県条例第15号）第2条第4号に規定する県の機関等を除く。
- (2) 条例等 条例及び規則等（地方自治法（昭和22年法律第67号）第15条第1項に規定する規則、同法第138条の4第2項に規定する規則その他の規程及び地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程をいう。以下同じ。）をいう。
- (3) 書面 書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。
- (4) 電磁的記録 電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。
- (5) 保存 民間事業者等が書面又は電磁的記録を保存し、保管し、管理し、備え、備え置き、備え付け、又は常備することをいう。
- (6) 作成 民間事業者等が書面又は電磁的記録を作成し、記載し、記録し、又は調製することをいう。
- (7) 署名等 署名、記名、自署、連署、押印その他氏名又は名称を書面に記載することをいう。
- (8) 縦覧等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧若しくは閲覧に供し、又は謄写をさせることをいう。
- (9) 交付等 民間事業者等が書面又は電磁的記録に記録されている事項を交付し、若しくは提出し、又は提供することをいう。ただし、愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第2条第8号に掲げる申請等として行うものを除く。
- (10) 保存等 保存、作成、縦覧等又は交付等をいう。

(電磁的記録による保存)

第3条 民間事業者等は、保存のうち当該保存に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行うことができる。

2 前項の規定により行われた保存については、当該保存を書面により行わなければならないとした保存に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該保存に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による作成)

第4条 民間事業者等は、作成のうち当該作成に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（当該作成に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則等で定めるものに限る。）については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行うことができる。

2 前項の規定により行われた作成については、当該作成を書面により行わなければならないとした作成に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該作成に関する条例等の規定を適用する。

3 第1項の場合において、民間事業者等は、当該作成に関する他の条例等の規定により署名等をしなければならないとされているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第5条 民間事業者等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの（規則等で定めるものに限る。）については、当該条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、書面の縦覧等に代えて当該書面

に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた縦覧等については、当該縦覧等を書面により行わなければならないとした縦覧等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該縦覧等に関する条例等の規定を適用する。

(電磁的記録による交付等)

第6条 民間事業者等は、交付等のうち当該交付等に関する他の条例等の規定により書面により行わなければならないとされているもの(当該交付等に係る書面又はその原本、謄本、抄本若しくは写しが条例等の規定により保存をしなければならないとされているものであって、規則等で定めるものに限る。)については、当該他の条例等の規定にかかわらず、規則等で定めるところにより、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面の交付等に代えて電磁的方法であって規則等で定めるものにより当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の交付等を行うことができる。

2 前項の規定により行われた交付等については、当該交付等を書面により行わなければならないとした交付等に関する条例等の規定に規定する書面により行われたものとみなして、当該交付等に関する条例等の規定を適用する。

(規則等の制定改廃に伴う経過措置)

第7条 この条例の規定に基づき規則等を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ、規則等で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(規則等への委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則等で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年11月1日から施行する。

(愛媛県水道条例の一部改正)

2 愛媛県水道条例(昭和38年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第11条 知事は、必要があるときは、水道設置者から工事の施行状況若しくは管理状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして、水道の工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。)を検査させることができる。</p> <p>2 省略</p>	<p>(報告の徴収及び立入検査)</p> <p>第11条 知事は、必要があるときは、水道設置者から工事の施行状況若しくは管理状況について必要な報告を求め、又は当該職員をして、水道の工事の施行状況、水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____を検査させることができる。</p> <p>2 省略</p>

(特定非営利活動促進法施行条例の一部改正)

3 特定非営利活動促進法施行条例(平成10年愛媛県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>第18条 省略</p> <p>(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用)</p> <p>第19条 法第44条の3に規定する作成、備置き及び閲覧については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第3条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の規定により、書面に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)を使用して行うことができる。</p> <p>2 前項の規定に基づき、書面の作成及び備置きに代えて行う当該書面に係る電磁的記録の作成及び備置き並びに書面の閲覧に代え</p>	<p>第18条 省略</p>

て行う当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の閲覧については、規則で定めるところによる。

第20条 省略

第19条 省略

○愛媛県条例第54号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例を次のように公布する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用使用する用語の意義は、法で使用使用する用語の例によるほか、次の各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法(昭和22年法律第26号)第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領(学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第76条に規定する幼稚園教育要領をいう。以下同じ。)に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設(児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものをいう。以下同じ。)のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

(イ) 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子

どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設をいう。

(認定こども園の認定の基準)

第3条 法第3条第1項第4号及び第2項第3号の条例で定める認定の基準は、別表のとおりとする。

(保育所型認定こども園の認定の有効期間)

第4条 法第5条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。)の末日までとする。

(認定こども園の認定の辞退及び休止)

第5条 認定こども園の設置者は、認定こども園の認定を辞退しようとするとき、又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、法第6条第1項に規定する方法により、同項に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

(規則への委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表(第3条関係)

認定こども園の認定の基準

1 職員配置

(1) 認定こども園には、満1歳未満の子どもおおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の子どもおおむね6人につき1人以上、満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの(以下「短時間利用児」という。)おおむね35人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の子どもうち保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの(以下「長時間利用児」という。)おおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置かなければならない。ただし、常時2人を下回ってはならない。

(2) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間について学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員(以下「学級担任」という。)に担当させなければならない。この場合において、1学級の子ども数は、35人以下を原則とする。

2 職員資格

- (1) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。
- (2) 1(1)の規定により認定こども園に置く職員のうち、満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状をいう。以下同じ。）又は保育士の資格のいずれかを有する者でなければならない。
- (3) (2)の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者とするのが困難であるときは、保育士の資格を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が幼稚園の教員の免許状の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。
- (4) (2)の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有する者でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士の資格を有する者とするのが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって、その意欲、適性及び能力等を考慮して適当と認められるものを、その者が保育士の資格の取得に向けた努力を行っている場合に限り、当該長時間利用児の保育に従事する者とするすることができる。
- (5) 認定こども園の長は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理及び運営を行う能力を有しなければならない。

3 施設設備

- (1) 法第3条第2項の幼保連携施設については、幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内にななければならない。ただし、次に掲げる要件のすべてを満たすときは、この限りでない。
 ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
 イ 子どもの移動時の安全が確保されていること。
- (2) 認定こども園の園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の右欄に掲げる面積以上でなければならない。ただし、既存施設（法第4条第1項の規定による申請の際現に幼稚園又は保育所等の用に供されている施設をいう。以下同じ。）が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、(4)本文（満2歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、(4)本文及び(8)）に規定する基準を満たすときは、この限りでない。

学級数	面積（平方メートル）
1学級	180

2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$
-------	-------------------------------------

- (3) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- (4) (3)の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき198平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、その園舎の面積（満3歳未満の子どもの保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳未満の子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳未満の子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(2)本文に規定する基準を満たすときは、この限りでない。
- (5) (3)の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準のすべてを満たさなければならない。ただし、既存施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、アに掲げる基準を満たすときは、イに掲げる基準を満たすことを要せず、既存施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であつて、イに掲げる基準を満たすときは、アに掲げる基準を満たすことを要しない。
 ア 満2歳以上の子ども1人につき33平方メートル以上であること。
 イ 次の表に掲げる面積に満2歳以上満3歳未満の子どものついてアの規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

学級数	面積（平方メートル）
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$

- (6) 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、屋外遊戯場に次に掲げる要件のすべてを満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができる。
 ア 子どもが安全に利用できる場所であること。
 イ 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
 ウ 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
 エ (5)の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。
- (7) 幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては、次に掲げる要件のすべてを満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外で調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。
 ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該認定こども園にあり、食事を提供するための適切な管理体制が確保されて

いること。

イ 認定こども園又は他の施設、保健所、市町等に配置されている栄養士により、栄養等に関する必要な配慮が行われること。

ウ 認定こども園外で調理し、搬入する者は、衛生、栄養等に関して必要な知識及び技能を有し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者であること。

エ 子どもの年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。

オ 子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、それに基づく食事の提供に努めること。

(8) 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、(3)に規定する施設のほか、乳児室又はほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

4 教育及び保育の内容

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所の保育内容に関して厚生労働大臣が定めるものをいう。）に基づくものでなければならない。子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものでなければならない。

(2) 認定こども園における教育及び保育の内容は、次に掲げる事項について規則で定める基準に適合するものでなければならない。

ア 教育及び保育の基本及び目標

イ 認定こども園に固有の事情として配慮すべき内容

ウ 教育及び保育の計画並びに指導計画

エ 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成

オ 日々の教育及び保育の指導

カ 小学校教育との連携

5 保育者の資質向上等

認定こども園は、規則で定めるところにより、子どもの教育

及び保育に従事する者の資質向上等を図らなければならない。

6 子育て支援事業

認定こども園は、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業を実施しなければならない。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等を通して、保護者の子どもの養育に関する能力の向上を積極的に支援すること。

(2) 保護者が子育てに関し認定こども園の利用を希望するときに利用可能な体制を確保すること。

(3) 地域の子育てを支援する団体等と連携し、地域の人材及び社会資源を活用すること。

7 管理運営等

(1) 認定こども園は、1人の認定こども園の長を置き、すべての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行わなければならない。

(2) 認定こども園における保育に欠ける子どもに対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。

(3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育に欠ける子どもに対する保育を適切に提供できるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めなければならない。

(4) 認定こども園は、保護者が多様な施設を適切に選択できるよう、情報開示に努めなければならない。

(5) 認定こども園は、特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、入園する子どもの選考を公正に行わなければならない。この場合において、認定こども園は、地方公共団体との連携を図り、特別な配慮が必要な子どもの受入れに適切に配慮しなければならない。

(6) 認定こども園は、耐震、防災、防犯その他子どもの健康及び安全を確保する体制を整備しなければならない。

(7) 認定こども園は、事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険又は共済制度への加入を通じて、補償の体制を整備しなければならない。

(8) 認定こども園は、自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図らなければならない。

○愛媛県条例第55号

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

平成18年10月17日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例の一部を改正する条例

愛媛県警察職員賞じゆつ金授与条例（昭和42年愛媛県条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(賞じゆつ金の種類等)	(賞じゆつ金の種類等)
第3条 省略	第3条 省略
2～4 省略	2～4 省略
5 障害者賞じゆつ金は、職員が、障害の状態（地方公務員災害補	5 障害者賞じゆつ金は、職員が、障害の状態（地方公務員災害補

償法（昭和42年法律第121号）第29条第2項に規定する第1級から第8級までの障害等級に該当する障害の状態をいう。）となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。

6 省略

別表第2（第3条関係）

障害者賞じゆつ金

省略

1 この表の障害等級は、地方公務員災害補償法第29条第2項に規定する障害等級の区分による。

2 この表の障害等級又は金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第5項から第8項まで及び地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）第26条の5第2項の規定の例による。

3 省略

償法（昭和42年法律第121号）別表の _____ 第1級から第8級までの等級 _____ に該当する障害の状態をいう。）となつた場合において授与するものとし、その額は、別表第2のとおりとする。

6 省略

別表第2（第3条関係）

障害者賞じゆつ金

省略

1 この表の等級 _____ は、地方公務員災害補償法別表に定める等級 _____ の区分による。

2 この表の等級 _____ 又は金額の決定については、地方公務員災害補償法第29条第2項から第6項まで _____

_____ の規定の例による。

3 省略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。